富山高等専門学校インターンシップ受入実施要項

制 定 平成25年5月15日

(趣旨)

第1条 この要項は、富山高等専門学校(以下「本校」という。)が大学院生に対して本校に おける就業体験の機会を提供することにより、大学院生の就業意識の向上及び本校に対する 理解の促進を図るために行うインターンシップに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 インターンシップの対象は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学、大学院大学(以下「大学等」という。)に在学する大学院生で、校長が認めた者とする。

(受入期間及び研修時間)

- 第3条 受入期間は、1月を超えない範囲内で、校長が必要と認める期間とする。
- 2 研修時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとする。ただし、校長が必要と認める場合は、これを変更することができる。

(実施計画)

第4条 学科等の長は、大学院生の受入分野、研修可能期間、人数及びその研修内容等を明らかにしたインターンシップ実施計画を作成し、校長の承認を得るものとする。

(受入手続)

- **第5条** インターンシップを希望する大学等は、受入れを希望する学科等と研修実施期間等を 調整した後、校長に対して、別に定める日までに「富山高等専門学校インターンシップ申込 書」(様式1)を提出しなければならない。
- 2 校長は、前項の申込書の提出があったときは、インターンシップを行う大学院生(以下「研修生」という。)の受入れの可否を決定し、「富山高等専門学校インターンシップ受入可否決定通知書」(様式2)により大学等に通知するものとする。
- 3 本校は、前項の規定により研修生の受入れを決定した場合は、大学等と受入れの内容等を 定めた「富山高等専門学校インターンシップに関する覚書」(様式3)を締結するものとす る。

(研修生の身分及び報酬等)

- 第6条 本校は、研修生に対し、本校の職員としての身分を付与しないものとする。
- 2 本校は、インターンシップに係る報酬等についてこれを支給しない。

(服務)

第7条 研修生は、研修に専念し、本校の規則等及びその他法令等を遵守するとともに、本校 の職員の指揮及び監督に従わなければならない。

- 2 研修生は、本校の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 研修生は、インターンシップに当たり、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。研 修期間終了後も、また同様とする。
- 4 研修生は、疾病その他やむを得ない理由により研修を欠席する場合は、研修開始時刻前に 受入教員に連絡しなければならない。
- 5 研修生は、前各項の規定を遵守するため、本校に対して「誓約書」(様式4)を事前に提出しなければならない。

(研修費用)

第8条 本校は、研修に要する費用を徴収しない。

(事故責任等)

- 第9条 大学等及び研修生は、研修中及びその往復中の事故に備えて、傷害保険及び損害賠償 保険に加入し、研修中及びその往復中の事故については、自らの責任において対応しなけれ ばならない。
- 2 研修生が、故意又は過失により本校又は第三者に損害を与えた場合は、大学等及び研修生は、本校又は第三者に対して連帯して責任を負わなければならない。

(研修の中止)

第10条 本校は、研修生が、第7条第1項から第3項までの規定に違反した場合及び本校の業務に支障を来たすと認めた場合には、直ちに研修を中止することができる。この場合において、本校は研修生及び大学等にその旨通知するものとする。

(報告)

第11条 研修生は、インターンシップ終了後1月以内に「インターンシップ体験報告書」(様式5)又は大学等で定めるこれに準ずる報告書を校長に提出するものとする。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、インターンシップの受入実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成25年5月15日から実施する。

富山高等専門学校インターンシップ申込書

| (大学院生記入 | 欄) | 生年月日 | | 性別 | | | | | |
|---------------------------------------|-----------|-------|-------------|-----|-----------------------|--|--|--|--|
| 氏名(ふりがた | Į) | | | | | | | | |
| | | 昭和・平成 | | | 写 真 貼 付 縱4㎝×横3㎝ 正面・上半 | | | | |
| | | 年 | 月 日 | | 身・脱帽で申込み前3か月以内に撮影の | | | | |
| 大学等 | | | | | もの | | | | |
| 研究科専攻 | | | | | | | | | |
| 学 年 | | | | | | | | | |
| 現住所 | 〒 (−) | | | | | | | | |
| 電話番号 1 | TEL – () | _ | E-ma | il | | | | | |
| 緊急連絡先(住所・氏名・ 電話番号) | | | | | | | | | |
| 〒 (−) | | | | | | | | | |
| | | | TEL — () — | | | | | | |
| 研修希望専門分野 | | | 研修希望 | 2日 | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 志望理由 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 関心のある分野又は学習・体験したいこと | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| ,,,, | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| (| | | | | | | | | |
| (大学等記入欄) 「Invitation」 Invitation | | | | | | | | | |
| 担当部署・担当者 | | /) | | LAV | /) | | | | |
| | | () – | | FAX | <u> </u> | | | | |
| E-mail | | | | | | | | | |
| 上記学生の富山高等専門学校インターンシップへの参加を申し込みます。 | | | | | | | | | |
| 平成 | 年 月 日 | | | | | | | | |
| 十二年夕升 | | | | | | | | | |
| 大学等名称 | | | | | | | | | |
| | 代表者名 | | 印 | | | | | | |
| 1 \ 30 | | | | | • 1- | | | | |
| İ | | | | | | | | | |

平成 年 月 日

様

富山高等専門学校長

富山高等専門学校インターンシップ受入可否決定通知書

先に申込みいただきましたインターンシップの受入れの可否につきましては、下記のとおり決定しま したので通知します。

記

- 1 大学院生氏名
- 2 受入れの可否 可 · 否 【否の場合, その理由】
- 3 その他 受入れの内容及び事務手続については別紙のとおり

【別紙】

1 受入内容

2 事務手続

平成 年 月 日までに下記の書類を受入部署に提出してください。

- (1) 覚書 2部
- (2) 誓約書 1部
- (3) 傷害保険及び損害賠償保険の加入を証明する書類の写し 1部

富山高等専門学校インターンシップに関する覚書

富山高等専門学校(以下「甲」という。)と、_____(以下「乙」という。)とは、甲におけるインターンシップに関し、次のとおり覚書を締結する。

(研修生の派遣及び受入れ)

第1条 乙は、別紙に定める大学院生(以下「研修生」という。)を甲に派遣し、甲はこれを受け入れるものとする。

(研修期間等)

第2条 各研修生の受入部署及び研修期間は、別紙のとおりとする。

(研修生の身分及び処遇)

第3条 甲は、研修生に甲の職員としての身分を与えないものとし、報酬等は支給しない。

(法令等の遵守)

- 第4条 乙は、研修生に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。
 - (1) 研修に当たっては、甲の規則等及び法令等に従い、かつ、甲の職員の指揮及び監督に従うこと。
 - (2) 研修に当たっては、甲の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為を行わないこと。
 - (3) 研修に当たり知り得た秘密を、研修期間中のみならず、その終了後も第三者に漏らさないこと。 (研修費用)
- 第5条 甲は、乙に対し、研修に要する費用を請求しない。

(事故責任等)

- 第6条 乙及び研修生は、研修中及びその往復中の事故に備えて、傷害保険及び損害賠償保険に加入し、 研修中及びその往復中の事故については、自らの責任において対応するものとする。
- 2 乙及び研修生は、傷害保険及び損害賠償保険に加入したときは、その加入を証する書類の写しを甲 に提出するものとする。
- 3 研修生が、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙及び研修生は、甲又は第三者に対して連帯して責任を負うものとする。

(研修の中止)

- 第7条 甲は、甲の責めに帰すべき事由により、この研修を中止しようとするときは、研修を中止しようとする日の5日前までに、乙に当該研修の中止を申し入れ、乙及び研修生の同意を得るものとする。
- 2 甲は、研修生が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの研修を中止することができる。
 - (1) 第4条の規定に違反したとき。
 - (2) 正当な理由なく、研修に参加しないとき。
- 3 前項の規定により乙又は研修生に損害が生じても、甲は一切その責めを負わない。 (定めのない事項等の処理)
- 第8条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上処理するものと する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 富山県富山市本郷町13 富山高等専門学校長

印

乙 住所名称

代表者名

印

富山高等専門学校インターンシップ研修生一覧

| 研修生氏名 | 所属学科名 | 受入専門分野 | 研修期間 | 備考 |
|-------|-------|--------|------|----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

誓約書

富山高等専門学校長 殿

私は、貴校におけるインターンシップの実施に当たり、下記の事項を遵守することを誓います。

記

- 1 研修期間中は、研修に専念し、富山高等専門学校インターンシップ受入実施要項その他貴校の規則等及び法令等に従い、かつ、貴校職員の指揮及び監督に従います。
- 2 研修期間中は、貴校の信用を傷付け、又は不名誉となるような行為を行いません。
- 3 研修で知り得た秘密を、研修期間中のみならず、その終了後も第三者に漏らしません。
- 4 学生に不快感を与えないよう、服装や言葉遣いに十分配慮します。
- 5 体調不良等でやむを得ず研修を欠席する場合は、研修開始時刻前に受入教員に連絡します。
- 6 インターンシップ終了後1月以内に富山高等専門学校インターンシップ体験報告書(様式5)又は大学等で定めるこれに準ずる報告書を校長に提出します。

平成 年 月 日

学 校 名

研究科名

氏 名

印

平成 年 月 日

富山高等専門学校長 殿

学 校 名 研究科名 氏 名

印

富山高等専門学校インターンシップ体験報告書

- 1 受入専門分野名
- 2 受入担当者名
- 3 研修期間
- 4 研修内容
- 5 研修を通して感じたこと・学んだこと
- 6 インターンシップに対する意見・要望